

資料1

# 佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

## 議事案件

令和4年3月11日

## 目 次

	頁
<b>【承認議題】・・・地域包括支援センター設置等に係る事項</b>	
案件1 地域包括支援センター	
(1) 地域包括支援センターの設置法人	1
(2) 地域包括支援センターの運営方針	2
<b>【協議議題】・・・令和4年度の主要事業</b>	
案件2 高齢者に関する調査	
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)	4
案件3 保険者機能強化推進交付金・	
介護保険保険者努力支援交付金の状況	6
案件4 第8期における地域密着型サービスの設置候補者の選定	7
案件5 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の概要	8
案件6 地域包括支援センターシステムの再構築	10
<b>【その他】</b>	
案件7 新型コロナウイルス感染症への対応	11

## 【承認議題】

### 案件 1 地域包括支援センター

#### (1) 地域包括支援センターの設置法人

##### 1 令和4年度地域包括支援センター業務（包括的支援事業）の委託について

本広域連合では、地域包括支援センターの担当圏域を23か所に区分し、構成市町や社会福祉法人等にそれぞれの圏域における業務を委託して、地域包括支援センターを設置している。

令和4年度についても、引き続き現行のセンター運営受託法人に業務を委託し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

	センター名	令和4年度 センター設置法人
1	佐賀市地域包括支援センター	佐賀市
2	佐賀市城南地域包括支援センター	社会福祉法人 つぼみ会
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	社会福祉法人 扇寿会
4	佐賀市城東地域包括支援センター	医療法人 春陽会
5	佐賀市城西地域包括支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
6	佐賀市城北地域包括支援センター	社会福祉法人 晴寿会
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	社会福祉法人 凌友会
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	医療法人 清友会
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	社会福祉法人 福壽会
10	佐賀市大和地域包括支援センター	一般社団法人 佐賀大和地域支援事業連合会
11	佐賀市富土地域包括支援センター	社会福祉法人 健寿会
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	社会福祉法人 敬愛会
13	佐賀市川副地域包括支援センター	社会福祉法人 こもれび会
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	大和リビングケア株式会社
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
16	多久市地域包括支援センター	多久市
17	小城市地域包括支援センター	小城市
18	小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 清水福社会
19	小城市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
20	神崎市地域包括支援センター	神崎市
21	神崎市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 守屋福社会
22	神崎市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 真栄会
23	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町

## (2) 地域包括支援センターの運営方針

介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター業務（包括的支援事業）を委託する際に示している『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針の一部を改正する。

### 1 令和4年度運営方針の見直し概要

#### ・業務の実施方針について

令和3年1月25日通知の厚生労働省令第9号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和3年4月1日施行）の中に、令和4年4月1日からの義務化としてハラスメント対策の強化がある。

その趣旨と内容は、介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることであり、地域包括支援センターも同様の取扱いとし、運営方針の一部改正を行う。

### 2 主な改正概要

項目	主な改正内容（追加）
IV 業務の実施方針	
4 その他 (3) 運営受託法人の役割	適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないことを追加。

令和4年度『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針の新旧対照表

※運営方針の全文は別冊参照

現 行	改 正 案
<p>『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p>I～III 略</p> <p>IV 業務の実施方針</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 運営受託法人の役割</p> <p>・運営受託法人は、センターが公正・中立な立場で業務が遂行できるよう支援する。</p> <p>支援にあたっては、センター長または管理者から運営状況や職員の業務内容についての報告・相談を受け、適切に対応する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針</p> <p>I～III 略</p> <p>IV 業務の実施方針</p> <p>1～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 運営受託法人の役割</p> <p>・運営受託法人は、センターが公正・中立な立場で業務が遂行できるよう支援する。</p> <p>支援にあたっては、センター長または管理者から運営状況や職員の業務内容についての報告・相談を受け、適切に対応する。</p> <p><u>・運営受託法人は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(4) 略</p>

## 【協議議題】

### 案件 2 高齢者に関する調査

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)

#### 1 目的

第9期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の状況、要望等について調査する。国が示した主に一般高齢者を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と在宅の要支援・要介護者を対象とする「在宅介護実態調査」を実施する。

#### 2 調査の概要

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	一般高齢者、要支援者	在宅の要支援・要介護者 ※施設等入所者は含まれない。
調査数	15,000人 ※日常生活圏域ごとに概ね400人の回答を得るための調査数	1,000人 ※国が示す600人の回答を得るための調査数
調査項目	①国が示す64項目 ②独自質問（構成市町と協議）	①国が示す19項目 ②独自質問（構成市町と協議）
調査方法	郵送	認定調査時に委託のケアマネジャー（居宅介護支援事業所）による聞き取り
調査時期	令和4年11月ごろ	令和4年10月ごろ
調査結果の集約	地域包括ケア「見える化」システム（介護保険情報の全国データベース）への登録	国が示すソフトで集約し、認定ソフト（認定調査74項目）と接続

#### 3 前回調査との変更点

- (1) 前回までは、佐賀県内の保険者で構成する佐賀県介護保険推進協議会で、業者に委託契約し調査を行っていたが、今回からは各保険者それぞれで調査を行う。これにより、最新の国が示す調査項目を反映することが可能。
- (2) (1)の結果、事業計画策定のコンサルタント業務と、この調査業務を同一業者に委託することが可能。

#### 4 調査結果の活用

##### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の生活実態や地域とのかかわりなどを把握することにより、介護予防や活動的で充実した生活を送ることができる地域社会を構築するための施策を検討する。

(2) 在宅介護実態調査

在宅の要介護者やその家族等（介護者）の生活実態や就労状況などを把握することにより、在宅生活の継続やその家族等の就労継続を実現していくための施策を検討する。

**5 調査項目の詳細**

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

前回の第8期介護保険事業計画の策定に向けた調査票・・・別紙1

※問8以降が独自質問

(2) 在宅介護実態調査

前回の第8期介護保険事業計画の策定に向けた調査票・・・別紙2

※C票が独自質問

## 案件3 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の状況

### 1 制度の概要

#### (1) 趣旨

- ア 保険者機能強化推進交付金  
高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の推進
- イ 介護保険保険者努力支援交付金  
介護予防、健康づくり等に資する取組

#### (2) 交付金の予算、活用等

- ア 予算額 両交付金それぞれ、全国で200億円（市町村分190億円）
- イ 交付金の活用  
介護保険特別会計に充当  
地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組みを進める。

### 2 両交付金の近年の状況

#### (1) 令和3年度の構成市町別の得点及び交付金額

事項	保険者機能強化推進交付金 (内示額)		介護保険保険者努力支援 交付金(内示額)	
本広域連合交付金合計	64,475千円		71,017千円	
佐賀市	1167点	42,451千円	631点	47,404千円
多久市	1099点	4,960千円	635点	5,200千円
小城市	1008点	7,877千円	603点	9,001千円
神崎市	1042点	6,544千円	573点	6,805千円
吉野ヶ里町	1017点	2,643千円	529点	2,607千円
佐賀県内市町平均点	989.8点		527.5点	
満点	1590点		885点	

#### (2) 令和4年度の評価結果

令和4年度の両交付金の評価については令和3年度中に行っており、令和4年度当初予算に計上できるように見込額が示された。

事項	保険者機能強化推進交付金 (見込額)		介護保険保険者努力支援 交付金(見込額)	
本広域連合交付金合計	59,709千円		70,658千円	
佐賀市	920点	39,563千円	500点	47,470千円
多久市	915点	4,591千円	520点	5,626千円
小城市	805点	7,088千円	405点	7,752千円
神崎市	810点	5,888千円	435点	6,818千円
吉野ヶ里町	855点	2,579千円	460点	2,992千円
佐賀県内市町平均点	843.1点		457.8点	
満点	1375点		730点	



## 案件4 第8期における地域密着型サービスの設置候補者の選定

### 1 介護サービスの基盤整備の考え方

介護老人福祉施設の入所待機者対策や介護者である家族等の介護離職対策については、介護保険事業計画で「介護サービスの基盤整備方針」を定めている。

第8期の事業計画においても、本広域連合では、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」といった居住系サービスの整備を進めるとともに、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」といった在宅生活を支えるサービスの地理的配置バランスを勘案した整備を進めることとした。

### 2 地域密着型サービスの設置候補者の選定

#### (1) 居住系サービス（総量規制あり）

グループホーム、特定施設入居者生活介護 令和3年度に第8期分を選定済み

#### (2) 在宅生活を支えるサービス（総量規制なし）

令和3年度に選定を行ったが、令和4年度も見込み数を目標に選定を行う。総量規制がないため、見込み数に達していても、適当な候補者があれば選定する。

	地域密着型サービスの種類	第8期 整備見込数	R3年度選定結果		生活圏域
			応募数	選定数	
①	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1	1	1	全域
②	小規模多機能型居宅介護	3	0	0	全域
③	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	2	1	1	全域
④	認知症対応型通所介護（共 用型除く）	定めなし	0	0	全域

※ 総量規制はないため、整備見込数にかかわらず選定することがあります。

### 3 令和4年度の設置候補者選定スケジュール

#### (1) 選定方法

第8期においても公平・公正を期するため、広く募集を行うことを原則として、地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえた上で選定する。

#### (2) 設置候補者選定のスケジュール案

令和4年5～6月 募集に関する公表、募集期間

6～7月 書類審査等

7月 地域密着型サービス等運営委員会 → 設置候補者決定

## 案件5 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の概要

### 1. 事業概要

「認知症施策推進大綱」（2019年6月）で認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりをすすめる観点などから2025年までの間に全市町村で認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動として「チームオレンジ」を整備するという目標が掲げられた。市町村は、チームオレンジの整備を推進していくための中核的な役割を担うコーディネーターを配置することとなる。

\* チームオレンジ：地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター（認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援を繋ぐ仕組み

### 2. チームオレンジコーディネーターの配置

市町村に1名以上配置する。認知症地域支援推進員等がコーディネーターを兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な配置を行うことができ、市町村域内に数カ所チームオレンジを設置する場合はコーディネーターを数名とすることもできる。資格要件は特になし。

### 3. チームオレンジコーディネーターの役割

チームオレンジの立ち上げ  
ステップアップ講座の開催  
自治体管内のチームオレンジネットワークの構築等

### 4. 佐賀中部広域連合の現状

令和3年度 各構成市町に、チームオレンジコーディネーター（認知症地域支援推進員と兼務、または専任）の配置を行い、認知症の本人や家族の支援ニーズの把握やステップアップ講座等を実施している。

佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町
認知症地域支援推進員と兼務1名	オレンジコーディネーター専従1名	認知症地域支援推進員と兼務1名	認知症地域支援推進員と兼務1名	認知症地域支援推進員と兼務2名

### 5. 今後の予定

- ・令和4年度に次年度以降の『チームオレンジコーディネーター』の配置等について各市町の方針を示してもらう予定
- ・モデル事業として、小城市管内の地域包括支援センターにオレンジコーディネーターを配置予定

## 6. オレンジコーディネーターの配置に伴う経費

民間法人設置センターに従事職員を追加配置する場合に 300 万円（事務費含む）を委託料に加える。配置の方法は、各市町が地域づくりの方針により策定

	役割	資格要件	配置人数	委託料	備考
現行	生活支援コーディネーター	資格不要	1名以上 (兼務可)	500万円	450万円 +事務費50万円
	認知症地域支援推進員	資格要			

### ・オレンジコーディネーターを追加する場合

パターン ①	生活支援コーディネーター	資格不要	1名 (兼務)	500万円	450万円 +事務費50万円
	認知症地域支援推進員	資格要			
	チームオレンジコーディネーター	資格不要			
パターン ②	生活支援コーディネーター	資格不要	1名	500万円	事務費含む
	認知症地域支援推進員	資格要	(兼務)		
	チームオレンジコーディネーター	資格不要	1名	300万円	
パターン ③	生活支援コーディネーター	資格不要	1名	300万円	事務費含む
	認知症地域支援推進員	資格要	1名	500万円	
	チームオレンジコーディネーター	資格不要	(兼務)		

\*合計2人を超えて配置する場合でも上限は800万円

### 参考)

#### 認知症総合支援事業の支援体制づくりの経過

平成 28 年 4 月           各構成市町が認知症地域支援推進員（第 1 層）を配置  
 平成 28～29 年度       各構成市町が認知症初期集中支援チームを設置  
 平成 29 年 4 月       各民間法人設置センターに認知症地域支援推進員（第 2 層）を  
 配置（生活支援コーディネーターと兼務）

## 案件6 地域包括支援センターシステムの再構築

### 1. 再構築の目的

現システムは平成21年度導入から10年以上を経過し、度重なる制度改正を経て現在の事務の状況に対応できていない。

また、高齢者の増加とともに、相談・マネジメント件数も増加しているため、地域包括支援センターとの個別意見交換会等において、センター業務の効率化が課題となっており、現行システムへの改善を求める要望が多い。

このため、センターの業務の改善と機能強化のためにシステム再構築を行う。

### 2. 再構築の経緯

令和2年度

5月 令和2年度システム検討委員会にて協議

7月 システムデモ会・地域包括支援センターアンケート調査

11月 システム再構築評価審議

2月 多久市・小城市との個別協議し、意向の確認。両市とも、市の事業遂行のため独自システムの運用を希望。両市（4センター）は、令和9年度の更新時に再度協議する。佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町の19センターについて再構築の方針

令和3年度

4月 構成市町との協議継続

12月 地域包括支援センターシステムの再構築業務に係るプロポーザルの実施

1月 再構築候補者「株式会社パシフィックシステム」が決定

### 3. 今後のスケジュール

令和4年度

4月 移行データの確認・各センターシステム運用状況現地確認

5月末 機器納入

6月 センター職員全体研修予定

7月 19日又は20日 本稼働予定

各センターにおける個別研修予定

### 4. 現行システムからの改良点

新たな機能として、報告集計機能・委託先連携システム・タブレット機能・音声入力機能を追加。その他にも画面遷移の効率化や給付管理業務や総合相談業務でも改善を予定。センター職員の事務の効率化による業務改善が期待される。

## 【その他】

### 案件 7 新型コロナウイルス感染症への対応

#### 1 介護保険料の減免について（業務課対応）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対し、令和3年度は、令和4年1月末時点で24件 1,759,280円の減免を行った。

【令和2年度実績】 80件 5,400,160円

#### 2 介護認定調査について（認定審査課対応）

介護認定調査については、次の感染対策を講じて面接を行っている。

- ①調査員の検温。マスクの着用。手指の消毒。
- ②医療機関や施設等で、必要時、フェイスシールド・防護服の着用。
- ③対象者及び家族にマスク着用や換気をお願いする。
- ④対象者及び家族との距離の確保。
- ⑤できるだけ面接は少人数で短時間とし、家族からの聞き取りは電話で行う。

#### 3 介護認定審査会について（認定審査課対応）

介護認定審査会については、次の感染対策を講じて対面で行っている。

- ①マスクの着用。
- ②24時間換気、空気清浄機の常時稼働、少人数、席の配置を離す、アクリル板の設置などで3密を回避する。
- ③入口に消毒液の設置。
- ④審査会の開催前と終了時に手に触れる場所（机、パソコンなど）を消毒する。
- ⑤短時間で効率よく審査会が進行できるよう事前準備を入念に行い、円滑な運営に努める。

#### 4 更新認定について（認定審査課対応）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、介護保険施設等が入所者等との面会を禁止する等の措置が取られ、認定有効期間満了までに認定調査を実施することができなかった場合に、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長している。

##### ○有効期間12か月延長実績

認定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
件数	R2年度	1	53	14	3	2	1	6	7	1	3	8	12	111
	R3年度	15	4	8	16	13	12	18	9	0	9			104

## 5 介護事業所等への指導等事務について（給付課対応）

- ①感染拡大防止等に関する国等の通知、県の補助や抗原検査キット等の配布の情報、ワクチン接種に係る情報等を事業所へ周知した。
- ②感染者が発生した事業所からの報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ③実地指導については、事業所の意向を確認した上で、感染予防に努めながら実施していたが、県内における感染者の急増に伴い、令和4年1月中旬以降の実施分については延期とした。

## 6 地域包括支援センターへの指導等事務について（給付課対応）

- ①地域包括支援センターに感染予防対策についての留意事項を通知した。また、センター職員からの感染者及び濃厚接触者等の報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ②まん延防止等重点措置の適用期間中は特に相談支援について、緊急性や必要性に応じて可能な限り事務室内での相談は予約制、また電話やファクス等による対応を積極的に活用するなど、センター職員や相談者同士の接触の回避に努めるよう周知を行った。
- ③地域ケア会議について、まん延防止等重点措置の適用期間中は開催自粛が可能な会議においては自粛とし、その他の期間においても必要性を精査したうえで開催するものとして取り扱った。